

建第 4198 号  
建指第 239 号  
令和7年3月24日

一般社団法人 福井県建築士会 御中

福井県土木部建築住宅課長  
福井市建設部建築事務所建築指導課長

### 建築物の基礎配筋における補強筋の緊結について(お知らせ)

日頃より、本県の住宅・建築行政の推進にご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、建築基準法では、原則全ての建築物を対象に、法基準の適合性を審査・検査するため、工事着手前の建築確認(同法第6条)や工事完了後の完了検査等(同法第7条)の手続きを定めています。

これまで、都市計画区域等の区域内の2階建て以下かつ延べ面積 500 ㎡以下の木造建築物等で建築士が設計・工事監理を行った場合は、建築確認・検査時に構造安全性の基準(基礎配筋の基準も含まれます)など一部の規定の審査・検査が省略される特例制度(いわゆる「4号特例」)が設けられていました。また、都市計画区域の区域外においては、同建築物は建築確認・検査の対象ではありませんでした。

令和7年4月1日以降は、改正建築基準法の施行により、審査・検査の特例制度の対象が縮小され、2階建ての木造一戸建て住宅等については、適用される全ての規定について審査・検査を行うこととなります。また、都市計画区域の区域外において、これらの建築等を行う場合にあっても建築確認・検査の対象となります。

具体的には、審査・検査の特例制度の対象が、平屋建てかつ延べ面積 200 ㎡以下に縮小され、2階建ての木造一戸建て住宅等では、審査・検査が省略されていた構造関係規定等について、立地に関わりなく審査・検査が必要となります。

構造関係規定のうち、基礎の構造方法は平成 12 年5月 23 日付け建設省告示第 1347 号に定められており、構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめる場

合を除き、建築物の基礎を布基礎またはべた基礎とする場合は、「立上り部分の主筋を補強筋と緊結しなければならない」となっています。なお、国土交通省の質疑応答集<sup>※1</sup>や確認申請・審査マニュアル<sup>※2</sup>には、主筋と補強筋の緊結の具体的な方法として、フックや住宅用ユニット鉄筋などが挙げられています(別添)。

つきましては、貴組合員(協会員、会員)の皆様には、この旨ご周知いただき、基礎配筋の際にはくれぐれもご留意いただきますようお願いいたします。

また、完了検査の際は、基礎配筋の状況について写真の提示を求めることになり、確認申請書等との整合が確認できない場合は、検査済証が発行できない場合がありますのでご注意ください。

なお、福井県知事指定の指定確認検査機関等に対しても、この旨お知らせしていることを申し添えます。

※1 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第 69 号)に係る質疑応答集(令和7年3月5日時点)

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei\\_document.html#ga](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_document.html#ga)

※2 改正建築基準法 2階建ての木造一戸建て住宅(軸組構法)等の確認申請・審査マニュアル(第3版)

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html>

#### 【問合せ先】

(建築場所が福井市以外の市町)

福井県土木部建築住宅課 TEL:0776-20-0506

福井土木事務所 TEL:0776-24-5179

三国土木事務所 TEL:0776-82-1110

奥越土木事務所 TEL:0779-66-8138

丹南土木事務所 TEL:0778-23-4538

丹南土木事務所 鯖江丹生土木部

TEL:0778-34-0465

敦賀土木事務所 TEL:0770-22-5486

小浜土木事務所 TEL:0770-56-5914

(建築場所が福井市)

福井市建築指導課 TEL:0776-20-5574

(関係団体送付先)

福井県鉄筋協同組合

一般社団法人 福井県建設業協会

一般社団法人 福井県建築士会

一般社団法人 福井県建築士事務所協会

一般社団法人 福井県建築組合連合会

一般社団法人 福井県建築工業会

(参考 民間確認検査機関送付先)

一般財団法人 福井建築住宅センター

日本ERI株式会社 金沢支店

株式会社住宅性能評価センター

ハウスプラス住宅保証株式会社

株式会社西日本住宅評価センター